

**第0問** 司法書士法務太郎は、平成28年7月6日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙1から3までの書類のほか必要書類の交付を受け、別紙6のとおり事情を聴取した。司法書士法務太郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理を依頼された。司法書士法務太郎は、この依頼に基づき、同日、同社の本店所在地を管轄する登記所に登記を申請した。

また、司法書士法務太郎は、平成28年8月31日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙4及び5の書類のほか必要書類の交付を受け、別紙7のとおり事情を聴取した。司法書士法務太郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理を依頼された。司法書士法務太郎は、この依頼に基づき、同日、同社の本店所在地を管轄する登記所に登記を申請した。

以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 平成28年7月6日に申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税の額並びに添付書面の名称及び必要な通数を第0問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 平成28年8月31日に申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税の額及びその内訳並びに添付書面の名称及び必要な通数を第0問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

問3 東京商事株式会社の代表取締役から受領した書面及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第0問答案用紙の第3欄に記載しなさい。

(答案作成上のその他の注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合でも、援用しないものとする。
- 3 解答欄の各欄に記載すべき事項がない場合には、該当の欄に「なし」と記載すること。
- 4 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得ら

れているものとする。また、別紙1に記載されている役員は、すべて選任され、又は選定された日に就任承諾しているものとする。

- 5 東京商事株式会社は、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となったことはないものとする。
- 6 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 7 訂正、加入又は削除をしたときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。
- 8 東京商事株式会社に関しては、別紙1から別紙7までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定款の定めは、存在しないものとする。

## 別紙 1

## 【平成 28 年 7 月 6 日現在の東京商事株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号	東京商事株式会社	
本店	東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
発行可能株式総数	10 万株	
会社成立の年月日	平成 14 年 4 月 1 日	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2 万株 各種の株式の数 A 種類株式 1 万株 B 種類株式 1 万株	
資本金の額	金 2 億円	
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	A 種類株式 8 万株 B 種類株式 4 万株 1 剰余金の配当 剰余金については、B 種類株式を有する株主に対し、A 種類株式を有する株主に先立ち、1 株につき 1000 円を支払う。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 26 年 5 月 27 日就任
	取締役 B	平成 26 年 6 月 4 日就任
	取締役 C	平成 27 年 6 月 15 日就任
	取締役 D	平成 27 年 7 月 20 日就任
	東京都世田谷区世田谷一丁目 1 番 1 号 代表取締役 C	平成 27 年 6 月 15 日就任
	監査役 E	平成 27 年 4 月 27 日就任
	監査役 F (社外監査役)	平成 27 年 4 月 27 日就任
	監査役 G (社外監査役)	平成 27 年 4 月 27 日就任

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社

別紙 2

平成 28 年 6 月 20 日開催の東京商事株式会社の定時株主総会の議事概要

議決権を有する株主全員出席

(中略)

第 1 号議案 計算書類（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の承認の件

(中略)

第 2 号議案 定款変更の件

議長は、下記のとおり定款の一部を変更したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを可決承認した。

記

(変更前)	(変更後)
<p>(事業年度) 第 32 条 当社の事業年度は、<u>毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期</u>とする。</p>	<p>(事業年度) 第 32 条 当社の事業年度は、<u>毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの年 1 期</u>とする。</p> <p>附則 <u>平成 28 年 4 月 1 日から始まる事業年度は、4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの 2 か月間とする。</u></p>

(以下省略)

別紙 3

平成 28 年 6 月 20 日開催の東京商事株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

第 1 号議案 代表取締役選定

議長は、代表取締役を選定する必要がある旨を述べ、次の者を代表取締役に選定することについての可否を議場に諮ったところ、出席取締役全員の一致をもってこれを可決承認した。

東京都世田谷区世田谷二丁目 2 番 2 号

代表取締役 D

(一以下、省略一)

別紙 4

平成 28 年 8 月 27 日開催の東京商事株式会社の定時株主総会の議事概要

議決権を有する株主全員（10 名）出席

（中略）

第 1 号議案 計算書類（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで）の承認の件

（中略）

第 2 号議案 定款変更の件

議長は、下記のとおり定款の一部を変更したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、株主 4 名（これらの者は、出席株主の有する議決権の 3 分の 2 以上を保有している）の賛成により、可決承認した。

記

（変更前）	（変更後）
（新設）	<u>（株式の譲渡制限に関する規定）</u> <u>第 6 条の 2 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。</u>

第 3 号議案 定款変更の件

議長は、下記のとおり定款の一部を変更したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを可決承認した。

記

（変更前）	（変更後）
（機関） 第 14 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会	（機関） 第 14 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 監査役

(代表取締役の選定) 第 20 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議で定める。</u>	(代表取締役の選定) 第 20 条 <u>当社の取締役が 2 名以上ある場合は、取締役の互選によって代表取締役を定める。</u>
---	---

第 4 号議案 取締役の選任の件

議長は、新たに取締役を選任したい旨を述べ、次の者を取締役に選任することについての賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって可決承認した。

東京都世田谷区世田谷三丁目 3 番 3 号

取締役 H

第 5 号議案 代表取締役の選定の件

議長は、代表取締役を選定する必要がある旨を述べ、次の者を代表取締役に選定することについての可否を議場に諮ったところ、株主 1 名（この者は、出席株主の有する議決権の過半数を保有している）の賛成により、可決承認した。

東京都世田谷区世田谷三丁目 3 番 3 号

代表取締役 H

(以下省略)



別紙 5

互選書

平成 28 年 8 月 27 日

取締役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 代表取締役選定

取締役全員の一致により、下記の者を代表取締役に選定することにつき可決確定した。なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

東京都世田谷区世田谷一丁目 1 番 1 号

代表取締役 C

東京都世田谷区世田谷二丁目 2 番 2 号

代表取締役 D

(一以下、省略一)

別紙 6

司法書士の聴取記録（平成 28 年 7 月 6 日）

- 1 東京商事株式会社は、平成 28 年 6 月 20 日午前 10 時から午前 11 時までの間において、定時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙 2 に記載のとおりである。
- 2 平成 28 年 6 月 20 日に開催された定時株主総会の終結後に開催された取締役会における議事の概要は、別紙 3 に記載のとおりである。また、当該取締役会の議事録には、C の登記所届出印が押印されている。

別紙 7

司法書士の聴取記録（平成 28 年 8 月 31 日）

- 1 東京商事株式会社は、平成 28 年 8 月 27 日午前 10 時から午前 11 時までの間において、定時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙 4 に記載のとおりである。株式の譲渡制限に関する規定の設定に関して、同日、A 種類株主による種類株主総会及び B 種類株主による種類株主総会が開催され、それぞれ、適法に可決承認された。なお、会社法上必要とされる定款所定の方法による公告がされている。
- 2 平成 28 年 8 月 27 日に開催された定時株主総会の終結後に開催された取締役の互選の概要は、別紙 5 に記載のとおりである。当該互選書には、出席者全員の市区町村届出印鑑が押印されている。